

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

富山県厚生部健康課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、厚生労働省から公費負担医療の受給者証等の有効期間を1年延長とする通知及び事務連絡(※)がありました。

有効期間延長に伴う、本県における取扱いは以下のとおりです。

なお、受給者には、今回の有効期間延長とそれを受けた本県の取扱いについて県より案内する予定です。

※詳細は、厚生労働省のホームページからご確認ください。

【特定医療費（指定難病）】

対象者	・令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方 ※有効期間の満了日が令和2年5月31日、9月30日、令和3年1月31日のいずれかの方
更新申請	・自動延長のため申請は不要 ・診断書（臨床調査個人票）の提出も不要
受給者証	・新たな有効期間の受給者証を発行し、現在交付されている受給者証の有効期間満了前までに、受給者へ郵送 ・記載事項は現在交付されている受給者証と同様とし、変更がある場合は、変更申請にて対応

【特定疾患治療研究事業】

対象者	・令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方 ※有効期間の満了日が令和2年9月30日、12月11日のいずれかの方 ※有効期間が6ヶ月間のものについては、延長期間についても6ヶ月間とします
更新申請	・自動延長のため申請は不要 ・診断書（臨床調査個人票）の提出も不要
受給者証	・新たな有効期間の受給者証を発行し、現在交付されている受給者証の有効期間満了前までに、受給者へ郵送 ・記載事項は現在交付されている受給者証と同様とし、変更がある場合は、変更申請にて対応

【小児慢性特定疾病（富山県）】

対象者	・令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方 (1)令和2年3月1日から9月30日までに有効期間が満了する方（この期間に20歳の誕生日の前日でも有効期間の満了日である場合） (2)有効期間の終期が令和2年9月30日までの方
更新申請	・自動延長のため申請は不要 ・診断書（医療意見書）の提出も不要
受給者証	・新たな有効期間の受給者証を発行し、現在交付されている受給者証の有効期間満了前までに、受給者へ郵送 ・記載事項は現在交付されている受給者証と同様とし、変更がある場合は、変更申請にて対応

【肝炎治療研究促進事業】

対象者	・令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方 ※核酸アナログ製剤治療者で、有効期間の満了日が令和2年11月30日の方
更新申請	・自動延長のため申請は不要 ・診断書の提出も不要
受給者証	・新たな有効期間の受給者証を発行し、現在交付されている受給者証の有効期間満了前までに、受給者へ郵送 ・記載事項は現在交付されている受給者証と同様とし、変更がある場合は、変更申請にて対応

※上記以外の公費負担医療等については、担当課へお問合せください。